

# 秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 令和元年11月21日（木）

午後3時～午後4時10分

場所 秋田キャッスルホテル4階 放光の間

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### （1）市町村提案について

①広域的かつ総合的な水害対策の推進について

（市長会）

【資料1】

### （2）県からの説明・報告事項について

①防災・減災、国土強靭化の取組の推進について

【資料2】

②マイナンバーカードの普及促進について

【資料3】

③コミュニティ生活圈形成事業について

【資料4】

④成年後見制度利用促進について

【資料5】

⑤受動喫煙防止対策について

【資料6】

⑥CSF発生への対応について

【資料7】

⑦県警察重点取組事項協力依頼等について

【資料8】

### （3）前回の協働政策会議のフォローアップについて

【資料9】

### （4）その他

## 4 閉 会

# 秋田県・市町村協働政策会議総会出席者名簿

## 市町村

No.	役職名	氏名
1	秋田市長	穂積志
2	能代市長	齊藤滋宣
3	横手市副市長	石山清和
4	大館市長	福原淳嗣
5	男鹿市長	菅原広二
6	湯沢市副市長	佐藤一夫
7	鹿角市長	児玉一
8	由利本荘市長	長谷部誠
9	潟上市長	藤原一成
10	大仙市長	老松博行
11	北秋田市長	津谷永光
12	にかほ市長	市川雄次
13	仙北市長	門脇光浩
14	小坂町長	細越満
15	上小阿仁村長	中田吉穂
16	藤里町長	佐々木文明
17	三種町長	田川政幸
18	八峰町長	森田新一郎
19	五城目町長	渡邊彦兵衛
20	八郎潟町長	畠山菊夫
21	井川町長	齋藤多聞
22	大潟村長	高橋浩人
23	美郷町長	松田知己
24	羽後町長	安藤豊
25	東成瀬村長	佐々木哲男

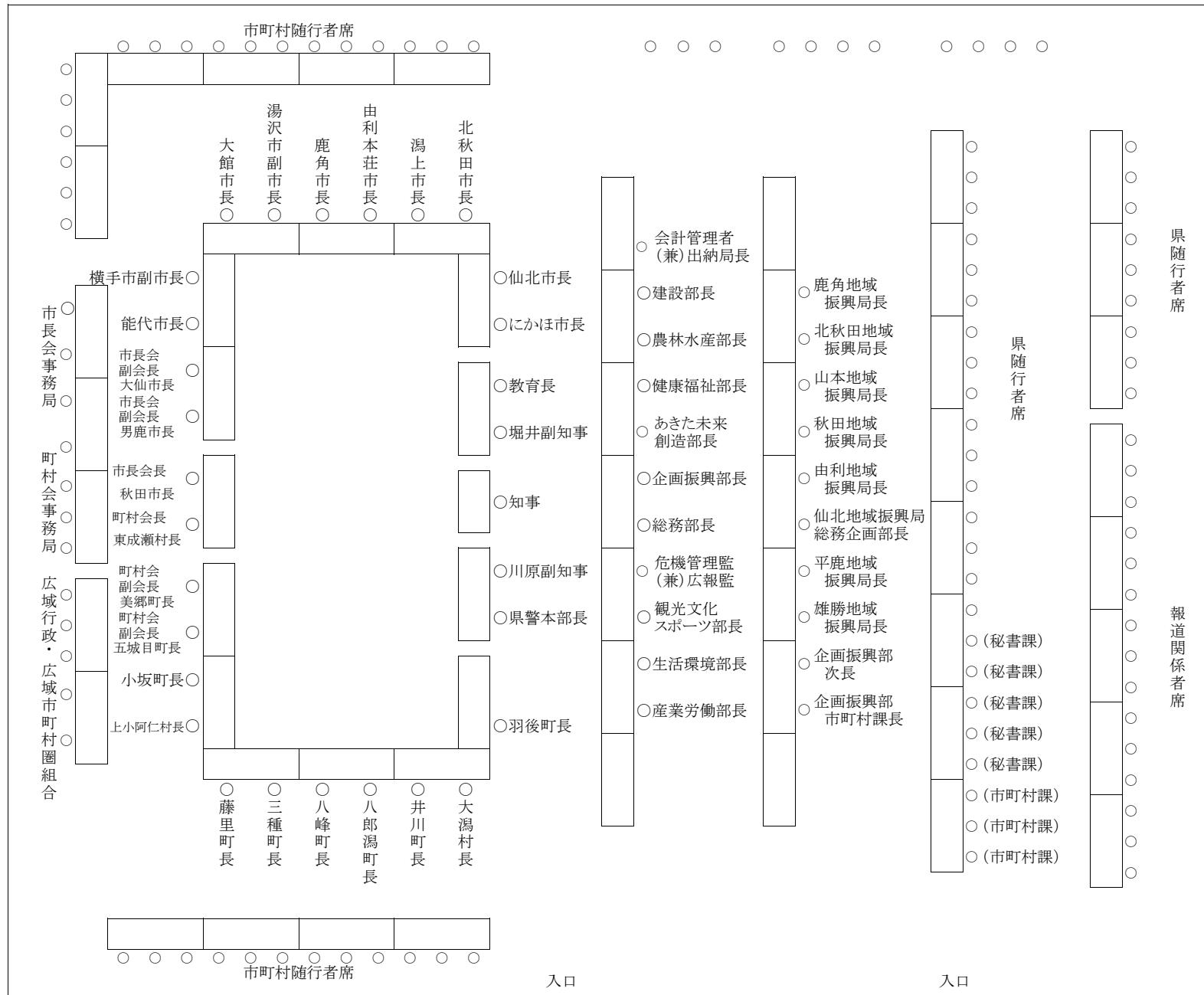
## 関係団体

No.	役職名	氏名
1	秋田県市長会事務局長	嶋貢
2	秋田県市長会事務局課長	多可和幸
3	秋田県市長会事務局参事	佐藤修
4	秋田県町村会事務局長	水谷津
5	秋田県町村会事務局業務課長	遠藤正人
6	秋田県町村会事務局業務課長補佐	高橋敏昭
7	秋田県町村会事務局業務課	宮城丈宜
8	能代山本広域市町村圏組合事務局長	今井一晴
9	秋田周辺広域市町村圏協議会事務局主席主査	成田豊
10	本荘由利広域市町村圏組合事務局長	長谷川聰
11	大曲仙北広域市町村圏組合事務局長	小松英昭
12	湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局長	石山淳一

## 秋田県

No.	役職名	氏名
1	知事	佐竹敬久
2	副知事	堀井啓一
3	副知事	川原誠
4	教育長	米田進
5	警察本部長	鈴木達也
6	総務部長	名越一郎
7	総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺雅人
8	企画振興部長	草彅作博
9	企画振興部次長	嘉藤正和
10	あきた未来創造部長	湯元巖
11	観光文化スポーツ部長	佐々木司
12	健康福祉部長	諸富伸夫
13	生活環境部長	高橋修
14	農林水産部長	齋藤了
15	産業労働部長	妹尾明
16	建設部長	小林賢太郎
17	会計管理者(兼)出納局長	赤川克宗
18	鹿角地域振興局長	土田元
19	北秋田地域振興局長	鎌田雅人
20	山本地域振興局長	小坂純治
21	秋田地域振興局長	保坂学
22	由利地域振興局長	佐々木薰
23	仙北地域振興局総務企画部長	齋藤秀樹
24	平鹿地域振興局長	石川聰
25	雄勝地域振興局長	深井力
26	市町村課長	坂本雅和

# 秋田県・市町村協働政策会議総会配席図



## 秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

団体名 秋田県市長会

項目名	広域的かつ総合的な水害対策の推進について
提案要旨	最近の度重なる豪雨による大規模水害の頻発を踏まえ、県民の命と財産を守るために効果的な取組として、県管理河川の樋門・水門への常設大型排水ポンプの設置や「田んぼダム」の実施等、秋田県と市町村との協働による広域的かつ総合的な水害対策体制を構築する。
理由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大仙市では、河川氾濫による水害の発生のほか、河川の水位上昇に伴う水門・樋門の閉鎖による住宅地等での内水氾濫も長年の懸案となっております。大雨時には常設排水ポンプに加え、可搬式ポンプによる排水を実施しておりますが、最近の想定を上回る降雨がある場合には排水が追いつかず、毎年のように被害を受ける地区があるなど、安全・安心な市民生活を維持する上で大きなリスクとなっております。</li> <li>県では、こうした内水氾濫に対し、排水ポンプ車の運用により対応されるとのことでありますが、県南地域における配備は1台となっており、今後、豪雨が頻発し、県内各地で内水氾濫が発生した際には広域な対応が困難になることが想定されます。</li> <li>また、降雨により流れ込む雨水は、雨が降った地域のみならず、下流域にも影響を及ぼし、河川水位は下流になるにつれて水量が増すこととなることから、河川水位や内水の上昇を抑制する取組が必要になっているところであります。</li> <li>こうした状況を踏まえ、県民の生命と財産を守る観点から、水系全域で内水氾濫を抑制する、下水道による内水対策のほか、「常設大型排水ポンプの設置」「田んぼダム」「雨水貯留施設・調整池」「透水性舗装」など総合的な内水対策に関する取組について県と市町村による協働事業として検討をお願いするものであります。</li> <li>水害対策は、上流域及び下流域の市町村がそれぞれできる取組を実施することで、県全体での減災に繋がるものと考えております。広域的かつ総合的な水害対策体制の構築について検討をお願いします。</li> </ul>

## 防災・減災、国土強靭化の取組の推進について

令和元年11月21日  
総務部・建設部

### I 國土強靭化地域計画の策定について

#### 1 背景

- 近年、頻発する自然災害により全国各地に甚大な被害がもたらされていること等を踏まえ、国では、国土強靭化基本法に基づく国土強靭化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を推進している。
- 本県においても、平成29年7月、8月と昨年5月に記録的な豪雨により、多数の河川で甚大な浸水被害が発生したことは、記憶に新しいところであり、県及び市町村が一体となり、大規模な災害の発生に備えた防災・減災、国土強靭化の取組を総合的に進めていく必要がある。

#### 2 国の動向

- 国において8月に開催された国土強靭化に関する担当者会議では、地域計画の策定を加速するため、今後の取組の方向性が示されたところである。
- 具体的には、地方公共団体が地域計画に基づき実施する各省庁の交付金・補助金事業（別紙1）に対して、令和2年度以降、予算の「重点化」「要件化」「見える化」を図ることにより、地域計画の策定を促進する。

**重点化** … 地域計画に明記された事業に対して「重点配分」「優先採択」（R2年度から）

**要件化** … 地域計画に明記された事業であることを「交付要件」（R3年度から）

#### 3 本県における地域計画策定状況

- 県地域計画については、平成29年3月に策定済みであり、今年度末までに地域計画の見直しを行う予定である。
- 市町村における地域計画については、男鹿市、大館市の2団体が策定済みであるが、その他の市町村については、取組が進んでいない状況である。

#### 4 市町村における地域計画策定の推進

- 国土強靭化に係る国の交付金・補助金事業の活用に当たっては、地域計画への個別事業の明記等が必要であることから、地域計画が未策定の市町村では、最終的には交付金・補助金事業の「要件化」により、事業採択の対象とならないこととなる。
- 令和2年第1四半期を目途に地域計画の策定を行う必要があることから、市町村における地域計画の早期策定に向け、説明会の開催や個別助言、情報提供を行っていく。

## II 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の着実な推進について

### 1 経緯

- 国では、近年の激甚化した災害で明らかになった課題に対応するため、昨年9月に重要インフラの緊急点検を行った。
- 緊急点検のほか既往点検の結果を踏まえ、12月に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(以下「3か年緊急対策」という。)をとりまとめ、特に緊急的に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に実施することとした。

### 2 3か年緊急対策の期間と達成目標、事業規模の目途

- ・期間：平成30年度～令和2年度の3年間
- ・目標：防災・減災、国土強靭化を推進する観点から、対策を完了（概成）又は大幅に進捗させる。
- ・規模：令和2年度までの3年間で、概ね7兆円程度（事業費ベース）
- ・主な緊急点検・緊急対策の内容

施設名	概要
道路	緊急輸送道路等の冠水、地震、土砂崩落、豪雨の影響の解消
河川	樹木繁茂・土砂堆積等により、危険性がある河川の機能確保 ほか
ダム	管内ダムの堆砂撤去による洪水調節機能の向上
砂防	避難路・避難場所の確保、ライフラインの保全等に資する土砂災害防止対策
下水道	緊急輸送道路に敷設されている重要管路・処理場等の耐震化
街路	緊急輸送道路、市街地等の街路の無電柱化

### 3 3か年緊急対策の着実な実施

- 県では、令和2年度の必要予算の確保のほか、激甚化・頻発化する自然災害に対する抜本的な対策を今後も確実に講じるため、令和3年度以降においても必要な財源を安定的に確保するよう、国に対し要望している。

### 4 地域の国土強靭化等の取組

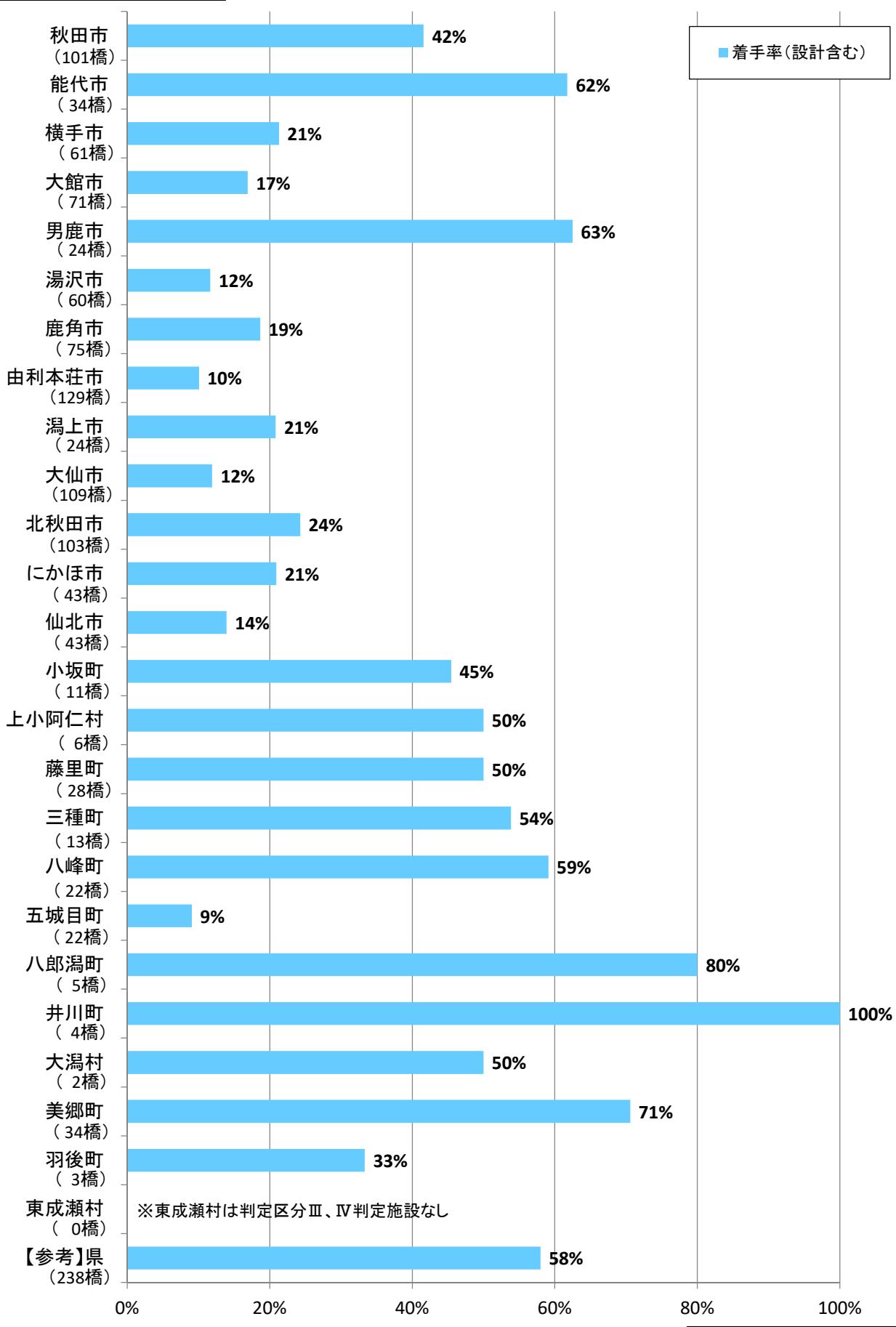
- 県では、県民の安全・安心な暮らしの確保に向け、効果的に国土強靭化等の取組を進めるためには、県と市町村が一体となって対応することが重要と考えている。
- 併せて、インフラの老朽化が進んでいることから、個別施設毎の長寿命化計画を策定し、予防保全型の老朽化対策に努めるなど、計画的な維持管理・更新を推進していく。(別紙2参照)

## 国土強靭化地域計画に基づき実施する取組に対する交付金・補助金

省庁	対象交付金・補助金
内閣府	①地方創生整備推進交付金
総務省	①放送ネットワーク整備支援事業費補助金 ②無線システム普及支援事業費等補助金(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業) ③無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業) ④無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業) ⑤ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業 ⑥消防防災施設整備費補助金 ⑦緊急消防援助隊設備整備費補助金
厚生労働省	①社会福祉施設等施設整備費補助金 ②次世代育成支援対策施設整備交付金 ③地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ④保育所等整備交付金
環境省	①循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) ②二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)
農林水産省	①農村地域防災減災事業 ②農業水路等長寿命化・防災減災事業 ③農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 ④強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ⑤鳥獣被害防止総合対策交付金 ⑥治山事業 ⑦林業・木材産業成長産業化促進対策 ⑧森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ⑨水産基盤整備事業 ⑩浜の活力再生・成長促進交付金 ⑪農山漁村地域整備交付金 ⑫海岸事業(漁港海岸)
経済産業省	①災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 ②災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 ③離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費(過疎地等における石油製品の流通体制整備事業) ④次世代燃料供給体制構築支援事業費(SS過疎地対策計画策定支援事業)
国土交通省	①防災・安全交付金
文部科学省	①学校施設環境改善交付金
警察庁	①都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係) ②特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

管理者名  
( )は修繕が必要な施設数

## 市町村別 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕状況【橋梁】



・判定区分Ⅲ(早期措置段階)：構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

・判定区分Ⅳ(緊急措置段階)：構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

## マイナンバーカードの普及促進について

令和元年11月21日  
企画振興部

### 1. マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

- 全ての住民に付与されるマイナンバーによって、税や社会保障などに関する個人情報を効率的に管理することにより、住民が各種申請手続を行う際に必要となる添付書類を省略でき、行政機関における照会作業等の省力化が図られる。
  - ・マイナンバーカードの交付開始（平成28年1月～）
  - ・県内の人口に対する交付枚数率11.1%（令和元年10月末時点） ※全国14.3%

### 2. マイナンバーカード交付円滑化計画について

- 「骨太の方針2019」及び「デジタル・ガバメント閣僚会議」において、マイナンバーカードはSociety 5.0を実現するための共有の基盤とされ、カードの普及に向けた国の全体スケジュールが示された（令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有している状態を想定）。
- 国のスケジュールを踏まえた交付円滑化計画を各市町村が策定。

【マイナンバーカード交付円滑化計画：令和元年10月時点】（人口に対する交付枚数率）

	令和2年 7月	令和3年 3月	令和4年 3月	令和5年 3月
国の想定する 全体スケジュール	23.5%	47.1%	70.6%	ほとんどの 住民
交付円滑化計画 秋田県計	24.5%	46.2%	70.5%	90.1%

### 3. マイナンバーカード取得のメリットについて

- 全国のコンビニで住民票・印鑑証明などの交付が受けられる。（コンビニ交付）
- マイナポイントを活用した消費活性化策を利用できる。<令和2年9月予定>
- カードを健康保険証として利用できる。
  - ・本格運用開始<令和3年3月末予定>
  - ・概ね全ての医療機関等に導入<令和5年3月末予定>

### 4. マイナンバーカードの普及促進について

- 国・県・市町村が連携し、あらゆる媒体を活用した周知・広報により、カードの取得促進を図る。
- 国の全体スケジュールを踏まえて、府内各部署の担当者が住民と接する機会を捉えてカード取得を促すなど、府内一体となって住民が申請しやすい環境づくりを進める。
- 本年度中の市町村職員（被扶養者含）のカード取得を促す。

## コミュニティ生活圏形成事業について

令和元年11月21日  
あきた未来創造部

### 1 事業目的

人口減少や少子高齢化が急速に進行している中で、集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、複数の集落による新たな生活圏である「コミュニティ生活圏」の形成を図ることによって、将来にわたって持続可能な暮らしを守る取組を促進する。

### 2 事業内容

県と市町村が協働し、次のスケジュールにより実施する。

1年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ生活圏単位での現状分析・将来人口予測の実施</li> <li>・モデル地区における現地調査・ヒアリング、ワークショップの実施</li> <li>・市町村ごとの報告会及び県全体の成果報告会の開催</li> </ul>
2年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区において、地域座談会を繰り返しながら、将来に向けた具体的な目標や地域のグランドデザインを策定</li> </ul>
3年目 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定したグランドデザインに基づき、地域住民が主体となり、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施</li> </ul>

※ (一社) 持続可能な地域社会総合研究所 (所長: 藤山浩氏) の協力を得て実施

### 3 今年度から取組を開始した市町村

#### (1) モデル地区

山内地区 (横手市)、山田地区 (大館市)、男鹿中地区 (男鹿市)、馬場目地区 (五城目町)、仙道地区 (羽後町)

#### (2) 今年度のスケジュール

- ・8月 : 現地調査・ヒアリングの実施
- ・10月～ : ワークショップの開催
- ・12月～2月 : 各市町報告会の開催
- ・2月下旬 : 県全体報告会の開催

#### (3) 来年度の取組

①モデル地区については、県と市町が連携し、地域住民を対象とした座談会を開催し、具体的な将来目標、地域の課題解決に向けた住民主体の取組やその実施体制などをまとめたグランドデザインを策定

②モデル地区以外についても市町と県が連携し、新たな地区において実施

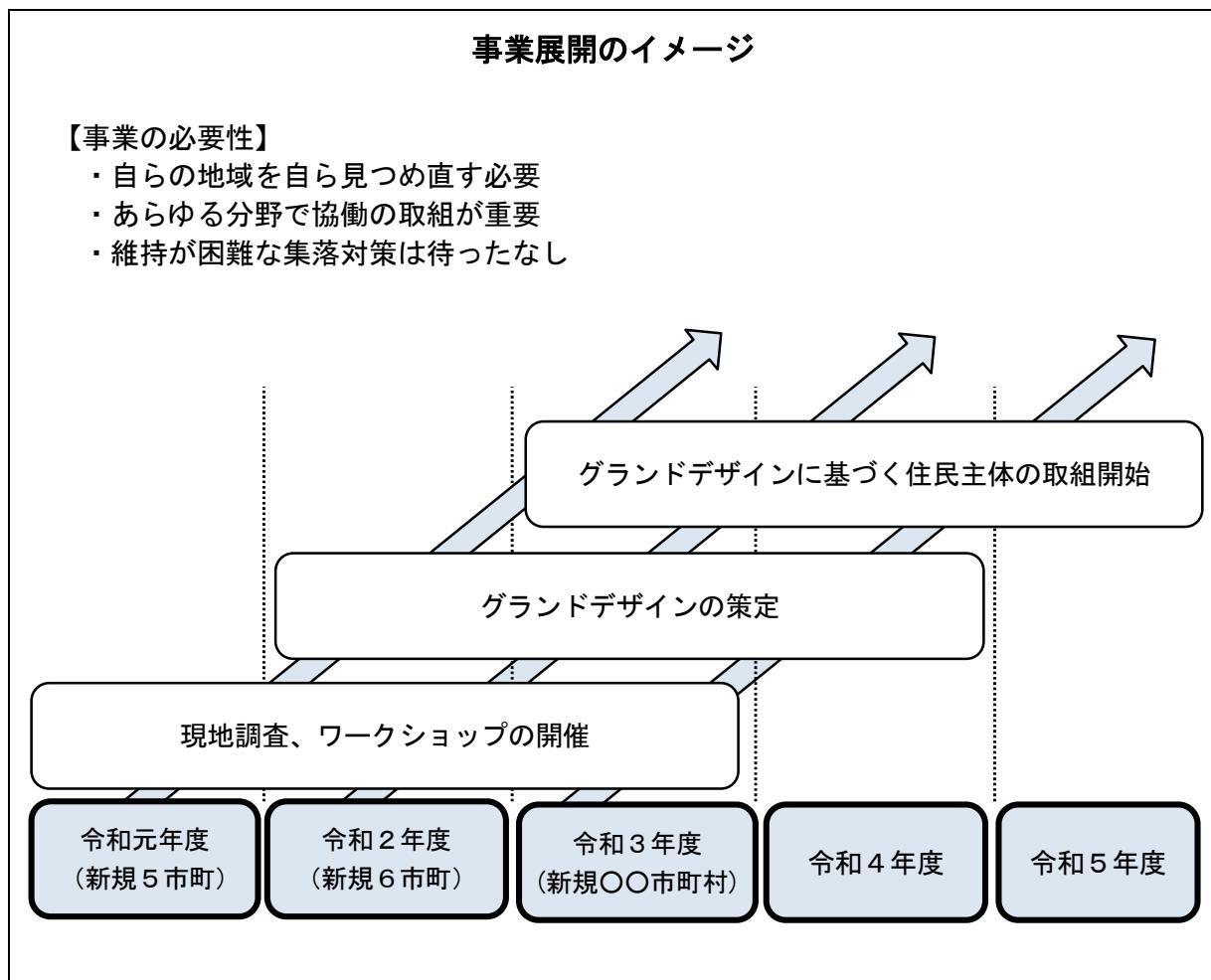
#### 4 来年度から取組を開始する市町村

予定市町村：能代市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、にかほ市、三種町

各市町で新たにモデル地区を選定し、グランドデザインの策定に向けた現地調査・ヒアリング、ワークショップ、報告会等を実施

#### 5 依頼事項

令和2年度以降の取組に係る各市町村の意向を既に確認しているが、上記3及び4以外の14市町村においても、事業実施について前向きに検討していただきたい。



## 成年後見制度利用促進について

令和元年11月21日  
健 康 福 祉 部

このたびの認知症施策推進対策大綱において、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に関する事項として、全国全ての市町村における中核機関の機能の整備や成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（市町村計画）の策定を令和3年度（2021年度）末までに整備するようKPIが設定されています。

今後、高齢化が進むにつれ、同制度の利用促進はますます重要となってくることから、必要な住民が制度を円滑に利用できるよう、各市町村において取組の推進をお願いします。

### 1 地域連携ネットワークの構築と中核機関の機能整備

地域における関係機関等の連携ネットワークを構築し、その中核となる「広報」「相談」「ふさわしい制度利用に向けた支援」「後見人支援」等の機能の段階的・計画的な整備

- ・市町村における主管課の決定
- ・住民に分かりやすい相談窓口の設置
- ・制度の概要や相談窓口などについて、広報紙等を活用した普及啓発

### 2 市町村計画の策定

地域における連携ネットワークや中核機関の機能の整備等の成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定

#### 【参考】

市町村における中核機関の設置及び市町村計画の策定状況

令和元年7月1日時点

中核機関の設置市町村数	0	※市町村管内に広報や相談機能を担う「権利擁護センター」の機関がある市町村数：4
市町村計画の策定	2	

(厚生労働省成年後見制度利用促進室「中核機関及び市町村計画策定等の取組状況調査」)

## 受動喫煙防止対策について

令和元年 11月 21日  
健 康 福 祉 部

平成 30 年 7 月に「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。また、県では、この 7 月に改正法よりも一步踏み込んだ内容の「秋田県受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)を制定し、いずれも令和 2 年 4 月 1 日より全面施行されます。

県民や施設の管理権限者などに対し、改正法及び条例の趣旨・内容並びに受動喫煙による健康被害に関する正しい知識の普及を図り、受動喫煙防止に向けた取組を推進するため、次の事項について御協力をお願いします。

### 1 普及啓発への協力

県が行う普及啓発事業などについて、市町村のウェブサイト及び広報紙等を活用した P R の実施

○県が行う主な事業

- ・改正法及び条例の内容についての普及啓発（出前講座・事業所訪問等）
- ・飲食店への禁煙標識ステッカーの配布
- ・事業者向け受動喫煙防止啓発ポスターの配布
- ・喫煙者向け啓発リーフレットの配布
- ・店内禁煙とする飲食店に対する改裝費等の助成
- ・中学生向け副教材の作成

### 2 市町村庁舎等の完全敷地内禁煙

各市町村が所管する施設のうち、行政機関の庁舎に該当する施設については完全敷地内禁煙を推進

#### 【参考】

国では、「行政機関の庁舎」を「政策や制度の企画立案業務が行われている」施設と定義しており、県では、これを、秋田県行政組織規則に規定する組織が入っている庁舎と位置づけ、完全敷地内禁煙を推進している。

## CSF発生への対応について

令和元年11月21日  
農林水産部

### 1 発生状況

#### (1) 全国での発生状況

- ・ 昨年9月に岐阜県でCSF（豚コレラ）が発生して以降、関東でも発生するなど感染が拡大しており、11月18日現在、9府県、49件88農場等で発生し、150千頭が殺処分されている。

#### (2) 本県との関係

- ・ 本県が種豚を導入している県や肉豚・種豚を出荷している都県の一部では、野生イノシシでの感染や豚での発生が確認されており、本県への侵入リスクが高まっている。

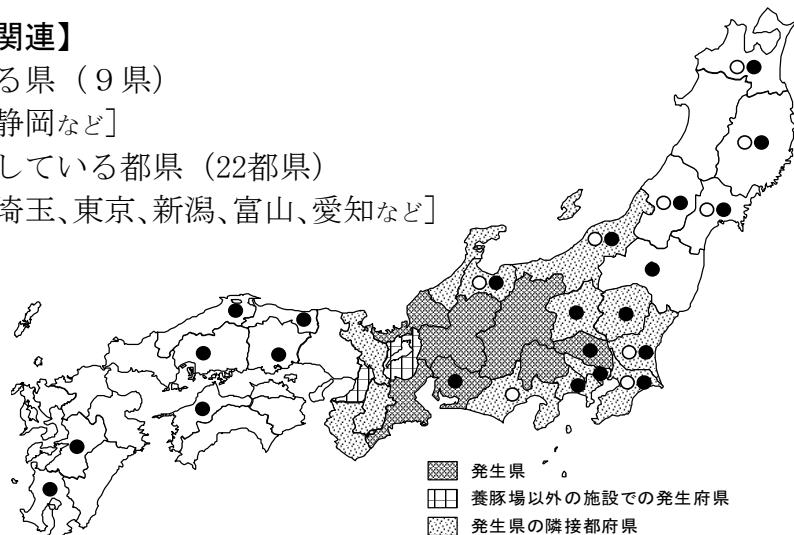
### 【秋田県とCSF発生県との関連】

○本県が種豚を導入している県（9県）

〔茨城、千葉、新潟、富山、静岡など〕

●本県が肉豚・種豚を出荷している都県（22都県）

〔茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、新潟、富山、愛知など〕



### 2 国の対策

#### (1) 水際対策

- ・ 国内への肉製品の不法持ち込み防止対策を実施。
- ・ 野生イノシシへのワクチン投与
  - ・ 岐阜県・愛知県等において野生イノシシに対する経口ワクチンの野外散布を実施。
- ・ 飼育豚へのワクチン接種対策
  - ・ 飼育豚及び野生イノシシでCSFが発生した12県を、豚へのワクチン接種推奨地域に指定。当該県では、10月25日から順次、ワクチンを接種。

### 3 県の対策

#### (1) 養豚場での侵入防止対策

- ・ 県内養豚場に対する飼養衛生管理基準遵守の指導を強化するとともに、県全体の防疫レベルを上げるための緊急一斉消毒を実施。

#### (2) 養豚場での防護柵設置を支援

- ・ 農場周囲に野生イノシシ等の侵入を防止する柵を設置する取組を支援。（38農場）

#### (3) 空港での侵入防止対策

- ・ 県内2空港における乗客の靴底消毒を実施。

#### (4) 机上演習等の実施

- ・ 県内でCSFが発生した場合を想定し、10月から本庁・地域振興局で机上演習等を実施。

##### (5) ワクチン接種を国へ要望

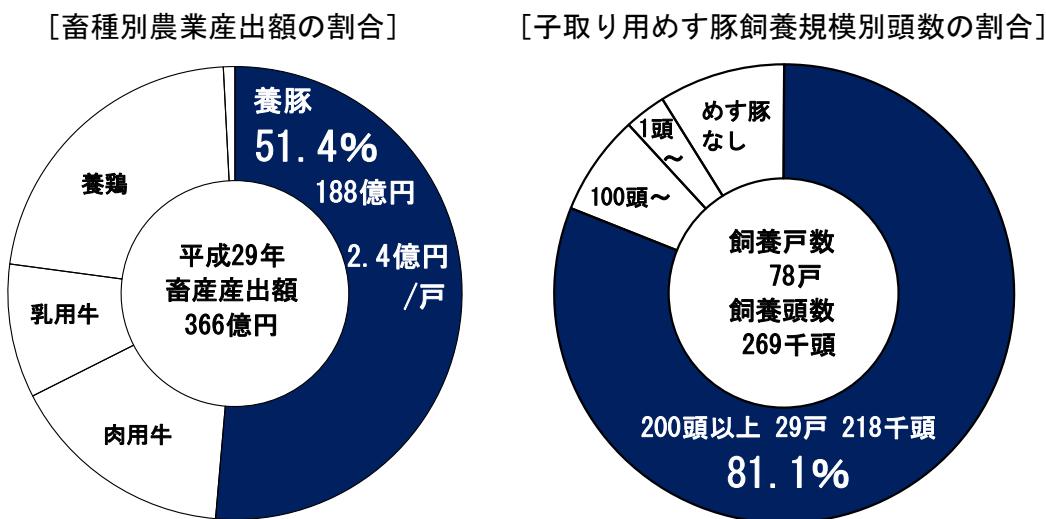
- ・ 県では、豚へのワクチン接種を希望する都道府県においても実施可能とするよう国へ要望しており、11月には知事が農林水産大臣へ要望。

#### 4 市町村への協力依頼事項

- ・ 万が一、県内において野生イノシシでの感染や豚での発生が確認された場合は、以下の対応をお願いしたい。
  - ① 市町村道における通行車両の消毒ポイントの設置
  - ② 殺処分した豚の埋却場所の確保

#### 【参考】

##### 1 本県における養豚業の状況



##### [東北における養豚の地位]

順位		豚飼養頭数(H31)
1	岩手県	402,400
2	青森県	351,800
3	秋田県	272,100
4	宮城県	186,100
5	山形県	154,600
6	福島県	124,500

##### 2 C S F (豚コレラ) とは

- ・ C S F ウィルスにより豚やイノシシが発症する伝染病。強い伝染力と高い致死率が特徴で、治療法はない。ワクチン接種により発症しにくくなる。
- ・ 感染豚は唾液、涙、糞尿中にウィルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。人には感染しない。

##### 3 A S F (アフリカ豚コレラ) とは

- ・ C S F よりも強力で、生産者に最も恐れられている家畜伝染病。発熱や下痢などの症状はC S F と似ているが、C S F とは異なるウィルスにより発症する。治療法もワクチンもない。
- ・ これまで国内では発生していないが、昨夏から中国、香港、韓国など近隣諸国で猛威を振るっており、国内への侵入リスクがかつてないほど高まっている。

## 県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

令和元年11月21日  
秋田県警察本部

協力依頼等事項	<p>1 通学路等における防犯カメラの設置促進 2 高齢者対策の推進</p>
協力依頼等要旨	<p>1 市町村による防犯カメラの継続的な設置を要望する。 2 市町村による高齢者対策の推進 (1) はいかい高齢者の早期発見、保護対策の更なる推進をお願いする。 (2) 地域公共交通の充実と活性化（高齢者に対して運転免許証の自主返納を促すための交通手段の確保）の推進をお願いする。</p>
理由 (背景等)	<p>1 防犯カメラの設置促進 (1) 現状 全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にあるが、子供が凶悪犯罪に巻き込まれる事件は後を絶たず、今年5月には、神奈川県川崎市において、通学途中の女子児童等を狙った殺人事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。 県内においても、昨年7月、女子児童が男に連れ去られ、車内でわいせつな行為をされる事件が発生したほか、ここ数年、子供に対する声掛け等の前兆事案が高水準で推移しており、極めて憂慮すべき状況にある。 こうした情勢を踏まえ、県警では犯罪抑止のため、平成27年度から街頭防犯カメラの設置を促進しており、これまで秋田市、能代市、大館市及び大仙市の4市に計69台の防犯カメラを設置したほか、本年度は、横手市及び由利本荘市に計10台の防犯カメラを設置する予定である。 また、市町村等の自治体では、主に小中学校の敷地内へ防犯カメラの設置を促進しているものの、通学路等における防犯カメラの設置は不十分であり、人目の行き届かない危険箇所等への設置が課題となっている。 (2) 協力依頼事項 昨年6月には、政府の関係閣僚会議において、「登下校防犯プラン」が策定され、自治体をはじめ、教育委員会、学校、警察等の関係機関が連携して通学路等における子供の安全対策を推進することとなっているほか、昨年度に引き続き、今年度も自治体の防犯カメラ設置に関し、国の補助金が受けられる制度があることから、各</p>

	<p>自治体に対し、通学路等における防犯カメラの設置をお願いする。</p> <p><b>2 高齢者対策の推進</b></p> <p>(1) はいかい高齢者の早期発見、保護対策の更なる推進</p> <p>①現状</p> <p>警察においては、特に、認知症高齢者のはいかいによる保護事案が増えている。昨年保護した高齢者 832 人のうち、約 60%が認知症であり、今年も 9 月末現在、保護した高齢者 651 人のうち約 67%が認知症であった。このような取扱いは年々増加しており、場合によっては生命の危険に至るような事案も多く、その対応に現場の警察力の多くを割かれているのが実情である。</p> <p>高齢者の保護対策は、警察と行政機関とが情報共有することによって効果的に進められるとの考え方の下、県警では、認知症の高齢者を取り扱った際は、家族等の承諾を得て、市町村に情報提供し、その後の支援につながるよう「認知症等高齢者支援情報提供要綱」を制定し、平成 29 年から運用しているところ。</p> <p>県内においては、平成 30 年 10 月から秋田市が、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を事前に登録し、警察を含む関係機関と情報共有する事業を展開しているほか、県内のいくつかの市町村では、関係機関と「高齢者安全安心ネットワーク」等を構築しており、効果的に運用がなされていると承知している。</p> <p>②協力依頼事項</p> <p>各市町村において、秋田市と同様の情報共有の枠組みを整備するなどの高齢者保護に資する取組をお願いする。</p> <p>(2) 地域公共交通の充実と活性化（高齢者に対して運転免許証の自主返納を促すための交通手段の確保）</p> <p>①現状</p> <p>令和元年 10 月末の交通事故死者 32 人中、高齢死者は 21 人と全体の 65.6%を占めているほか、高齢者が第 1 当事者となる死亡事故は 14 件（15 人）発生している。</p> <p>警察では、これまで、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、運転適性相談体制の充実や運転免許センターにおける運転免許証自主返納の日曜日の取扱いを実施している。加えて、代理人による申請の受理や交番・駐在所における受理等、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境作りに努めているところ。</p> <p>高齢運転者が運転免許証の自主返納をためらう理由として、「返したくても車以外に交通手段がない。」、「どこに出掛けるにも車以外の足となる交通手段がない。」ことなどがあげられる。</p> <p>②協力依頼事項</p> <p>高齢者による運転免許証の自主返納は、高齢運転者が当事者となる不幸な交通死亡事故の減少に資するものであるので、これをさらに促進するために、各市町村には、地域公共交通の活性化により高齢者の交通手段の確保をお願いする。</p>
--	--

## 秋田県・市町村協働政策会議における協議結果のフォローアップについて

令和元年11月21日  
企画振興部

令和元年5月28日に開催されたこの会議において市町村及び県から提案のあった事項について、現在、次のような取り組みが進められている。

## 1 市町村提案事項について

提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<b>過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定について</b> 現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することになっているが、引き続き県土の大半を占める過疎地域の振興を図っていく必要があるため、県と市町村が一体となって情報共有や新法制定の実現に向けて取り組んでいく。	県土の大半が過疎地域である本県においては、過疎地域の振興を切れ目なく講じていくため、過疎法の継続は必要である。 国や本県選出の国会議員等に対し、引き続き過疎地域の振興が図られるよう、県と市町村が一体となって、法整備の実現に向けた働きかけを積極的に行っていく。	【担当：企画振興部】 ○ 県議会を始め、22市町村の議会において、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を国等に対し提出している。 ○ 11月15日に、過疎関係市町村等で構成する「秋田県山村・過疎地域振興協議会」と県が共同で「過疎懇談会」を開催し、県関係国会議員に対して新たな過疎対策法制定の要望を行った。 ○ また、11月19日、20日に「令和2年度政府予算等に関する要望」について国等に対して働きかけを行っており、今後とも様々な機会をとらえて、要望活動を展開していく。

## 2 県提案事項について

提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<b>(1) すこやか子育て支援制度の拡充について</b> 国の幼児教育無償化における給食費（副食費）の見直しを踏まえ、県と市町村が協働で実施しているすこやか子育て支援制	国制度により副食費が無償となる世帯年収約360万円未満世帯及び第3子以降を除く、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児を対象とし、副食費を助成する。補助率は第1子から、世帯	【担当：あきた未来創造部】 ○ 本制度の拡充については、24市町村で10月から実施している。 ○ なお、10月1日現在で県提案の制度の拡充に加え、市町村独自で上乗せし、副食費助成を実施しているのは17市町村あり、そのうち、15市町村が世帯の所得にかかわらず全額助成としている。

<p>度について、令和元年10月から拡充する。</p>	<p>年収約360万円から約640万円までは1/2、約640万円以上は1/4とし、多子世帯は全額助成とする。</p>																			
<p><b>(2) 秋田県生活排水処理事業連絡協議会の法定協議会への移行について</b></p> <p>平成22年度に設置した「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を活用し、これまで県と市町村の連携により多くの実績を挙げてきているが、法的位置づけの明確化や、持続可能な生活排水処理事業運営に資する取組の一層の推進を図るため、本協議会を下水道法第31条の4で規定する法定協議会へ移行する。</p>	<p>生活排水処理を取り巻く環境は、耐用年数を超過する施設の更新需要の増大や、人口減少に伴う使用料収入の減少等による経営の悪化等、厳しさを増すことが予想される。また、国においても下水道事業の広域化・共同化を推進しており、都道府県に対し、事業運営の効率化と適切な管理の実施を求めていていることから、更なる広域化・共同化の加速を図るため、下水道法に基づく法定協議会へ移行する。</p>	<p>【担当：建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5月28日に総会を開催し、法定協議会へ移行した。</li> <li>○ 7月1日に開催した法定協議会幹事会（市町村、一部事務組合、県機関）において5つの部会を設置し、具体的な取組を検討している。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1212 462 2104 1044"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>部会名</th> <th>検討の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>管路包括管理検討部会</td> <td>下水管路の法定点検や維持管理等の業務を包括的に民間委託する枠組み</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>事務処理共同化検討部会</td> <td>人口3万人未満自治体の下水道事業等の地方公営企業法適用に向けた固定資産調査の共同発注や事務処理の共同化</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>県南地区広域汚泥資源化検討部会</td> <td>県南地区の下水汚泥等の集約と資源化に向けた事業の枠組み</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>BCP検討部会</td> <td>災害時における広域的な支援体制の構築と実地訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>補完体制構築検討部会</td> <td>職員減少に伴う運営体制の脆弱化を補完するため、第三者による業務を補完する組織を構築</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、各部会における市町村との協議の結果を踏まえ、県では「広域化・共同化計画」の策定とその計画に基づく取組を着実に進める。</li> </ul>	No.	部会名	検討の概要	1	管路包括管理検討部会	下水管路の法定点検や維持管理等の業務を包括的に民間委託する枠組み	2	事務処理共同化検討部会	人口3万人未満自治体の下水道事業等の地方公営企業法適用に向けた固定資産調査の共同発注や事務処理の共同化	3	県南地区広域汚泥資源化検討部会	県南地区の下水汚泥等の集約と資源化に向けた事業の枠組み	4	BCP検討部会	災害時における広域的な支援体制の構築と実地訓練の実施	5	補完体制構築検討部会	職員減少に伴う運営体制の脆弱化を補完するため、第三者による業務を補完する組織を構築
No.	部会名	検討の概要																		
1	管路包括管理検討部会	下水管路の法定点検や維持管理等の業務を包括的に民間委託する枠組み																		
2	事務処理共同化検討部会	人口3万人未満自治体の下水道事業等の地方公営企業法適用に向けた固定資産調査の共同発注や事務処理の共同化																		
3	県南地区広域汚泥資源化検討部会	県南地区の下水汚泥等の集約と資源化に向けた事業の枠組み																		
4	BCP検討部会	災害時における広域的な支援体制の構築と実地訓練の実施																		
5	補完体制構築検討部会	職員減少に伴う運営体制の脆弱化を補完するため、第三者による業務を補完する組織を構築																		

# 生活排水処理事業の更なる「広域化・共同化」の推進について

## 【協議体制づくりの経緯】

### 秋田県・市町村協働政策会議 (平成21年度設置)

- 県及び市町村の協働
- 住民サービス向上、地域の自立・活性化等政策提案
- 対等な立場で合意形成

### 秋田県生活排水処理事業連絡協議会 (平成22年4月14日設置)【任意】

- 生活排水処理に関する県と市町村との協働事業の計画立案
- 事業の円滑な推進を図るための連絡調整



維持管理時代の到来を控え、**広域化・共同化の取組**を加速

下水道法に基づく「法定協議会」へ移行 R1.5.28

## 【これまでの取組実績】

### 流域下水道と単独公共下水道の統合

- 秋田市単独公共下水道の汚水を流域下水道  
秋田臨海処理センターで処理(令和2年度統合)



### 汚泥の集約処理・資源化

- 県北3市3町1組合の下水道終末処理場、し尿処理場から発生する汚泥を、流域下水道大館処理センターで集約処理、資源化(令和2年度供用)



県北地区広域汚泥資源化施設 外観

## 【現状・課題】

職員減少



運営管理体制の脆弱化

施設老朽化



汚水処理施設の改築・更新コストの増加

人口減少



使用料収入の減少

## 【今後の取組】 **5つの部会**において具体的な**県・市町村連携策**を検討

### 部会1 「管路包括管理 検討部会」

### 部会2 「事務処理共同化 検討部会」

### 部会3 「県南地区広域汚泥 資源化検討部会」

### 部会4 「BCP検討部会」

### 部会5 「補完体制構築 検討部会」

## <ハード>

### 県南地区広域汚泥資源化

- 「コンポスト化」を軸に汚泥資源化施設整備を計画



## <ソフト>

### 管路の包括管理の共同化

- 管路清掃や点検(法定、日常)、修繕を包括的に  
民間企業に委託する手法を検討

発注者  
県、市町村

複数民間企業による  
共同企業体

### 事務処理／窓口業務の共同化

- 事務の効率化・適正化による業務負担の軽減
- 公営企業会計移行に向けた市町村への支援

### 広域的なBCP(業務継続計画)

- 広域的な災害体制の構築と実地訓練

### 官民連携による補完体制の構築

- 第三者組織等による補完体制構築を検討
- 地元自治体・地元企業連携で運営管理体制を強化

### 地域密着型の補完体制構築